

# 町村週報

(町村の購読料は会費)  
の中に含まれております

## 2415号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号 : 電話03 3581 0486 FAX03 3580 5955

発行人 谷合靖夫 : 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697

<http://www.zck.or.jp>



秋の陽

### もくじ

随情	フォーラム	政治
報想	報	策動

政策リーダー	「本物の田舎に出会えるまち」広島県美土里町	山本会長が地方制度調査会専門小委で意見	全国町村会	(2)
	わが村に想いをよせて	地球温暖化・BSE対策などに重点		
		平成十四年度市町村長総務大臣表彰式挙行される		
		「本物の田舎に出会えるまち」広島県美土里町		
		平成十五年度農林水産省予算概算要求重点施策(解説)		
		ここからだをのんびり		
		奈良県町村会長・御杖村長 田中 勝		

(16) (15) (11) (10) (7)

### 写真募集

本誌用紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

### 閑話休題

沖繩本島の東三六〇キロに南北大東島がある。赤道付近にあったものが、沈降しながらフィリピンプレートに乗って北上し、五千万年近くかかって今の場所にたどり着いたという。サンゴ礁の形成が沈降速度に負けず上へ上へと伸びたために、島は優美な姿を海上にとどめた。深海の底から二本の柱が伸び、その上の平らな部分がわずかに海上に顔を出しているのである。

まわりの海は深く、島のまわりは切り立っている。波は荒く容易に船を寄せつけないため、ずっと無人島であった。この絶海の孤島に目をつけた八丈島の玉置半右衛門氏が、南大東島に二三人の開拓民を送り込んだのが明治三十三(一九〇〇)年のことであった。その後サトウキビの栽培と製糖業が栄え、戦後、農地が製糖会社から農民の手に渡ったため、一戸あたり経営面積が沖縄で最も大きいキビ栽培が行われている。

南大東島は環礁という、まわりが高く真ん中が低平な形の島である。低いところにいくつもの湖沼があるが、どこかで海とつながっているために、浅いとところが淡水で深いところ

### 類まれな自然史と社会史

コソリーズムの拠点をめざす方向付けを行った。

那覇からの定期船は波のため今も接岸できず、岸壁から離れて停泊し、クレーンで人と荷物を上げ下ろしする。月平均五回程度の運航である。空路は改善されたが、運賃の高さは人の出入りを難しくしている。しかしこの類まれな自然史と社会史を持つ島は、静かなエコツーリズムの舞台としてかけがえのない価値を持っていると思う。この島に夏の初めと終わりに二度も訪れることができ、この夏は極めてエキサイティングに過ぎた。

(早稲田大学教授 宮口伺迪)

# 山本会長が 地方制度調査会専門小委で意見 合併論議の問題点を指摘

内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会（会長・諸井虔太平洋セメント相談役）は、九月二十四日、専門小委員会（委員長・松本英昭自治総合センター理事長）を開催し、山本文男全国町村会長（福岡県添田町長）から意見聴取を行った。

当日は、「地方公共団体との意見交換」を議題とする内容で、山本会長からは、現在政府が進めている市町村合併について、理念が示されないままただ「合併」のみが進められていることに憂慮しており、合併を論議する前に地方制度のあり方をまず考えるべきであったとする旨の発言があった。

また、国家的に重要な役割を果たしている農山村地域を抱える町村は、小規模であっても、そこに暮らす住民が受ける必要最小限の公共サービスは、平等でなければならぬとし、基礎的自治体の意義について述べた。

さらに、広域連合の拡充等による広域行政の見直しを進め、小規模町村の事務分担を実情に応じ幅広く選択できるような仕組みの検討や、財政調整機能を確保するため人口配分を基礎とした地方交付税の見直しなどを求めた。

山本会長の発言及び質疑応答の概要は次の通り。

## 山本会長の発言

### 1、合併論議の問題点

本日は意見を聞いていただく機会をいただきありがとうございます。

私は第三回総会でも意見を申し述べさせていただきました。

最初に恐縮ですが、前回の総会では私どもが

平素から考えていることを申し述べ、時間があればそれに対してお答えを頂こうと思つたのですが、時間がなくてそのままになっております。どうぞ、この点を含め意見を聞いていただきますようお願いを申し上げます。

現在の合併をめぐる問題は、申し上げるまでもございませんが、合併をするために、あるいは合併をさせようとしているために、こういうことになったのではないかと思っています。もう一つは財政運営の効率化のあまり、いわば何のために合併が進められているかということが分からないまま合併が促進されていると感じています。この点については、地方自治にとって大事な問題であり、憲法に書かれている地方自治の本旨にはずれるのではないかとこの気さえしているところです。ある意味では町村というのが無視されているのではないかと、という考えまで出てくるような気がしています。

合併というのは私も町村にとつて、これ以上重大な課題はないと

思っています。そもそも合併というものにはまず理念がなければなりません、それが示されておられませんし、合併すると将来はこうなるのだということも全然聞いたことがありません。ところが法律だけはきちんとして作られておりまして、現在の特例法を私どもはこのように解釈しております。すなわち、特例法は自主合併を標榜しているものであって、強要・強制するものではない、自主合併であるから国はそれなりの支援をしているんだという解釈をしております。

ところが、先ほど申し上げたように、理念も理論も示されておられません。合併において大事なのは、常々申し上げるように、地域の地理的な条件や文化、歴史、社会的な諸々の事情があるわけでして、それらがうまく形作られてはじめて合併してもいいという気運が出てくるわけですが、そのようなことは全く考えていただけないまま、まず、「合併しなければ」と考えるさせられるようになってきている気がいたします。説明の中で聞かされているのは財政状況からであり、もし合併しないと現在の財源を確保することは難しいと言われてきました。この点が合併の大前提になっているというのは悲しい思いがいたします。合併するというのは夢がありロマンがあるから合併しようと思うのではないのでしょうか。ところが今、そのような雰囲気は全くありません。何か、真冬の厳寒の中で木枯らしに吹かれているよ

## 活 動

うな感じがしているところですが、その点をご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 2、地方制度論議の進め方

私は合併という問題を別にして、地方制度というものを考えるべきだと思います。二十一世紀が来たのだから二十一世紀にふさわしい地方制度を考えることは当然のことだと思います。前世紀から百年経った制度をそのままにしてよいと考える人はいないと思います。地方制度を改正してより住民のためになるような行政ができるようにやっていくことを考えているのは、地方自治に携わっている人の共通した考えだろうと思います。したがって、本来ならば、この時期ではなくて、二、三年前に案をお示しいただいて、私どもの意見を聞き、皆さん達と協議をして決めていただいたら一番よかったですのではないかと思います。地方制度をこうしていくんだということが決まった後、合併したらどうかと、今の財政の状況はこうなっているんだと、このように言われますと新しい制度に合わせた合併をしなくてはならないのではないかと、私ども町村も考え方に違いありません。ところが、合併の議論の方が先行し、地方制度の方は後からという話になっているのですから、私どもとしては理解しづらい、さらに言えば、なぜ先に地方制度をやっていたかなかったのか、私どもの自治権を踏みにじられている感じさえしているところで、

非常に残念なところです。

さらに、地方分権については、先生方が一生懸命考えていただき、多くの関係者の意見を聞きながら立派な地方分権推進策を作っていたいただきました。地方側もまた努力していただくことによって分権は拡大してゆきますから、町村としても分権型社会を作っていくんだということで今大変な努力をしているところです。したがって、合併というものも地方分権の考え方からすれば、やはり合併をしてより高い地方分権の果実を得るといふこと、あるいは実証するという考え方に対しては、我々も全くそのとおりだと賛意を示しているところです。ところが、先ほど申しましたように、合併をしないと言いつつ、将来像を示していただいております。また合併をしなければならぬという理念も示していただいているのが現状です。これは私も現場から見た考え方ですので、それを前提に意見を申し述べさせていただきます。

## 3、数値目標と市制要件の問題

まず最初に、現行の合併特例法は自主合併を標榜しており、合併はあくまで市町村の自主的な判断で行うべきだというのが法律の趣旨であり、そういう考え方で取り組みを進めているところです。ところが、一方で一〇〇〇〇という数値目標を出しています。なぜ、一〇〇〇〇という数字が出てきたのか分かりませんが、政府は、正式に決定したものではありません。

いと言つ。ところが説明を聞くとい〇〇〇〇と言っており、その根拠を示していただければいいのですが、未だに示していただけません。しかし「論点整理の中には、合併が進んで」という言葉が各所に出てきています。この「合併が進んで」と言っている場合の数値はどれくらいなのか、それが達成される年次というのはいつなのかということをお教えいただくといいと思います。

次に、合併後を見据えた「基礎的自治体論」や「小規模市町村論」ですが、これが進む前にプロセスとして現在の市町村制の整理を行うことが先ではないでしょうか。現状を見てみますと、市の中でも政令市、中核市、特例市と一般市に分かれており、人口要件なり権限なりに違いがあります。人口という面から見れば、地方自治法では市は五万人以上でしかもダウンタウン(中心市街地)がなければならぬということになっております。したがって三万人の市が誕生することになる一方、現在でも町村には五万人を上回る村もあり、三万人以上の町村もかなりの数になります。まず、こういうところを整理すべきではないでしょうか。六千人しかない市もあります。私のところの隣の市は一万二千人もいません。こういうところは我々町村から見ると市の体裁を整えることができないのではないかと思っています。その辺りをきちんと整理しなければ、合併後の「基礎的自治体論」や「小規模市町村論」を言えな

いのではないのでしょうか。そういうことを全然無視して新たなものを作っていくということはどうかと思いたすので、この整理をするのかしないのかお聞かせいただきたいと思いたす。

## 4、基礎的自治体の意義

次に「小規模市町村」についてありますが、町村は人口が少ないといえども現に住民生活に関わる広い分野での様々な公共サービスを行っております。また、その多くが農村地域を抱えており、国土の保全といった重要な国家的な役割を果たしています。こういう実態を認識されているのかという声も数多く聞かれています。この点の認識を欠いた地方批判には寂しさを感じるところです。

規模というものを人口要素だけで考えるのではなく、町村のように広い面積を抱えている地域の状況等を十分考えていくべきではないでしょうか。今の経済状況から考えてみますと、財源面がそのまま推移すれば大変厳しくなってくることはよく分かっておりますし、これまでやってきたような様々な公共サービスを継続することも困難になるかもしれません。それは私どもも十分認識しております。しかしながら、ここは大変なことですが、東京の真ん中に住んでいようが、私どもの町の山の中に住んでいようが、法律から受ける利益というものは平等でなければならぬと思いたす。これを不公平に

## 活 動

してしまうということは非常に寂しいことであり、先進国のやることではないと思います。住民生活にとって公共サービスというものは最も身近な自治体を実施するものであります。したがってどこに住んでいようと必要最小限の公共サービスを受けることは平等でなければならぬと思います。

もう一つは自治体の中でも財政の豊かなところとそうでないところがあります。豊かだから「基礎的自治体」であって、貧乏だから「小規模市町村」になるんだという考え方は少し行き過ぎた考えではないかと思えます。小さいところであっても小さいなりに住民サービスをやり得るだけの能力と理解を役場の職員や地域の人たちは持っていると思えます。その点について十分認識いただきたいと思えます。

次に、住民生活にとって何が必要不可欠な公共サービスであるかというところを考えますと、地域によって実情が違いますので、その点は議論しなければならぬと思えますが、一つ言えるのは違いを作るのではなくて、全部でできるような仕組みを作り、自分の町や村でやる住民サービスはこれとこれが適切であるという選択肢を町村に与えるべきだと思います。制限しないで何でもやるような仕組みにおいて、その中で当該町村で行うことが合理的・効率的であるサービスと、広域的に行うのがより効率的である事務とを町村自ら判断して行うやり方が一番いい

のではないかと思います。その辺りを考えていただければ「小規模市町村」というような議論はなくなっていくと思います。

## 5、広域行政制度の見直し

次に、広域的な行政を進めていくことについては、広域でやったほうがコストも安く、技術力も高くなり、現実に一部事務組合や広域連合の仕組みで事務を行っていることはご存じのとおりです。私は福岡県の七十二市町村で介護保険の広域連合を組織しておりますが、今日まで順調な運営をしているところです。ところが、連合長の選挙の方法や、課税権がないなど制度的な欠陥がありますので、もう少し柔軟に選択ができるような制度改革が必要だと思います。これにより広域連合を進めていくと合併の前段階にもなりうるかと思えますので、広域連合制度の改善を図ることに、合併を緩やかに進めることができるのではないかと考えています。真剣に検討していただきたいと思えます。

その次は「事務委託方式」についてですが、これも改善していただければ合併を前提とした方法になるかもしれません。この点について、広域連合にも入れない、入るうとしない町村も出てくるでしょうが、「論点整理」の中で示されているような小規模市町村の権限を制限・縮小して、「垂直補完」や「水平補完」をしたらどうかということが言われていますが、とても難しくうまくいく

とは思えません。特に垂直補完は無理だと思います。水平補完も、先ほど申しましたように、事務委託方式や広域連合、一部事務組合等でやっておりますので、今、特別に水平補完をやる必要というのは、余程のことがない限りないと思っています。もし私の町が水平補完を頼むとする、補完してくれる市町村はコスト扱いして、頼む方も頼まれる方もまくないのではないのでしょうか。先ほど申し上げましたように、小規模町村の権限を制限・縮小するという方向ではなく、権限は幅広く与え、市町村が主体的な立場で地域の実情に応じて事務委託なり代行なりを頼める仕組みを検討すべきではないかと考えています。これは考え直す必要があると思えます。

## 6、地域コミュニティのあり方

次に、基礎的自治体内の地域組織等についてですが、「論点整理」ではネイバーフッドガバメントということが書かれておりますが、コミュニティ自治組織の制度化ということについて申し上げます。合併が進んで基礎的自治体の規模がある程度大きくなった時にいわば住民自治の形態化を防ぐというところで、こういった議論になったのだらうと思われまます。ある人はこう言いました。「合併して今まで役場があつて中心地を形成していたのがなくなってしまうとその地域が廃れていくので、それを防ぐためにはネイバーフッドガバメント方式をとつたらいいのではな

いか」という話でした。これは、二元制にするということであれば簡単にいかもしませんが、選挙で選ぶということになると、もう自分の町や村がないにもかかわらず、さらにまた選挙で決めるのですかと。さらにその選ばれた人達には権限がないわけです。主たる権限のない、住民の要望事項をまとめる審議会だと思えます。立候補をする人もいないのではないのでしょうか。もう少しどういう方法でやるかということをも十分検討した上で進めたらいいかがでしょうか。合併すると周辺地が廃れていくことを防ぐために審議会をおくということですが、選挙で選ぶというのが無理ではないでしょうか。検討の余地があるのではないかと思います。

それから単位についてですが、旧町村単位にするのか、それともネイバーフッドですからもう少し小さな単位にするのか、それをどういうふうに単位を決めていくのか。ひとつは学区区というのがありますからそれで決めるのか。いずれにしてもどういう単位にするかということを考える必要があると思えます。どうしても廃れていかにようにするためには、例えば私のところでは行政区というのが三十六ありますが、各学区で区長を選んでいただいており、その区長三十六人の中から適当な人を選ぶ、あるいは輪番でやるということであればうまくいくだらうと思えます。行政区というのはどこにでもありますので、それでやるのでは

## 活 動

ないでしょうか。全然意見が食い違つて合わないと思いますが、お考えいただきたいと思ひます。

## 7、大都市と都道府県のあり方

次に、大都市と都道府県論ですが、これについては私も門外漢です。あまり申し上げませんが、私は道州制は実施すべきであると思ひます。ただその前に、九州は一つだと言つておりますが、例えば、人口単位で考え、地形単位と併せて道州制という単位を考えていくと九州は一つといつてもそう簡単にはいかないと思ひます。その辺りは考えていくべきではないかと思ひます。

大都市についてでございますが、福岡県には福岡市と北九州市がございますが、両市の人口は県人口の約半分を占め、そこから出てくる議員数が非常に多く、結束力が強い場合に、その議員たちが議案を出すと通つてしまうことが懸念されますので、このような点から考えますと大都市は分離して独立させるべきではないかと思ひます。

しかし、政令指定市の分離・独立の方向が、都道府県が広域的な調整の役割を果たしていく上での支障となり、結果として政令指定市と周辺市町村との広域的な連携協力を損なうような事態を招くことは、もとより望ましいことではないので、このことも念頭におきながら、都道府県のあり方と併せて議論する必要がありますと考えております。

## 8、財源問題

次に財政の問題について申し上げます。合併をするかしないか悩んでいるところは、合併したら交付税がどうなるか、安心して行政運営できるようにするのか、あるいは合併をしなかったら、交付税をどんどん絞られて身動きできないような状態になるのではないかとという心配をしております。このように財源の問題というのは非常に力が強いということが言えると思ひます。さてそこで税財源の問題についてですが、これを人口配分でされるとたまつたものではございません。地方税財源の消費税と所得税をの配分方法は人口配分になっております。人口の多いところにはお金をたくさん配るということになりまふ。一人あたりになると確かにそのとおりになるかもしれませんが、地域を運営していくという意味では、人口だけで税財源を配分するというのは止めるべきであり、それでは人口の少ない地域は運営することができなくなつてしまふので、考え方を考えていただくことが必要だと思ひます。

片山プランというのがあります。地方税財源の移譲と交付税と補助金・交付金があつてバランスさせたり方が必要だというのが大臣の提言だと思ひます。ところが、言葉の上ではそのとおりかもしれませんが、その配分を決める基準が人口であるとするならば町村はとも立ちゆきません。地方交付税というのは

全国どこに住んでいようと平等な公共サービスを受けることになつていくわけであり、財源の調整機能のためにあるわけであり、どこでも公共サービスを受けられるための財力を与えているわけですが、それも人口配分にしてしまつと平等に受けることは不可能になつてしまふ。ですから地方交付税については人口配分について考えることをやめていただくようお願い申し上げます。

それから国庫補助金の整理・合理化についてですが、これも国の負担だけがなくなつて、残りは地方にというやり方とならないようにお願いを申し上げます。もし国庫補助金をそういうふうにして整理していくということであるならば、地方に一般財源を十分に与えるようにしてください。そうしないとそれを負担するだけの力がありません。

なぜ人口だけの配分ではよくないかといふと、どうしても偏在性を避けることができないからです。そもそも市町村が生まれた時から偏在性はあるわけですから、それはどうしようもありません。これから一生懸命に生きていこうとしている町村に関しては大都市と同じような財源を与えることが必要ではないかと思ひます。もう放つておいていいと言われるのならば別ですが、それは余りにも残酷ではないでしょうか。毎日中山間地帯を守っているからこそ、水や食料を作つたり、美しい国土を守っているではありません。だから、こういうところをどうも

いいというやり方をするには私はどうしても納得できません。いつも申しますが、中山間地帯の住民も東京の住民も皆、地域や国のために働いてきたことは事実です。差があるはずがありません。中山間地帯に關することを皆さん方に考えていただきたいをお願い申し上げます。

## 9、合併のスケールメリット

また、合併をして三万人くらいでスケールメリットがあるのでしようか。十万人以下のところでスケールメリットが生まれてくるのでしようか。そういう合併促進は適当でないと思ひます。とにかく、「合併」という言葉が出れば、「それでよい」というやり方はいかにもずさんなやり方のような感じがします。その点を私も指摘すると、いえ自主性にお任せしていますからという返事しか返つてきません。確かに自主性であるかもしれませんが、自主性を尊重するのならば合併しろと言わずに黙つておけばいいのです。地方制度調査会の中で、合併が進んでいる。などと云わなければいいのです。ところがそういうことを考えずに合併させれば一万五千でも二万でもいいということになれば、何のメリットも出てこないのではないのでしょうか。その辺りを考える必要があるのではないのでしょうか。合併をしたくてもできない町村や合併しないと云っている町村に対していつたいうお考えかお聞かせいただきたいと思ひます。

みんな一生懸命に自分たちの地域と住民のために頑張っていると私は思います。そのような地域や町村に対してどのように考えているかお聞きしたいだけだと思います。以上、まとまりのない話でしたが、ご判断いただきましてお答えをいただけるものはお答えいただきますようお願い申し上げます。意見を終わらせていただきます。

**合併に関する質問への答弁**

(芳山自治行政局長)

合併の理念について  
合併の理念がないではないかという点については、我々が申し上げているのは、地方分権の担い手としての基礎的自治体は、足腰の強い自治体であるべきであるということ。ただ、広域行政のやり方として広域連合や一部事務組合なり事務委託ということについては、責任の問題や住民から遠いということで、徹底が難しいということもあり、広域の究極の姿として自主的合併が望ましいというのが、これまでの政府の考え方である。

また、少子高齢化により人口規模が三十年後には相当数減るといってもあり、市町村の担う能力として今の体制でやっていけるのかということがある。財政だけを議論しながら合併を進めるのではなく、その他の諸課題への要請に対応し、これからは市町村が中心だということが理念として掲げられるかと思う。

数値目標について

数値目標については、昭和の合併が八千人以下の小規模自治体はなくすということで進められたが、今回の合併については、二十一世紀を担う自治体ということであり、その適正規模論というのは、一義的には言いにくい。合併パターンを整理してみると最大の場合で二二〇〇くらい、最少の場合で六五〇くらいになるかと思う。政府として目標数値は定めていないが、与党が定めている一〇〇〇というのを一つの大きな実現目標としながら、平成十七年三月という合併特例法の期限をにらみながら自主的合併を進めていく。

市町村の定義について

会長の指摘は一つの論点であり、今後の課題であると思う。

住民自治組織のあり方について

今回の論点整理のひとつの課題であり、「地域審議会」という形で制度化されており、採用例が出てきているが、これは諮問組織ではなくある程度大きくなった自治体の中で住民自治の組織をどう位置付けるかということ。行政区とのあり方についても課題だろうと思う。

合併出来ない自治体のあり方について

今回の議論の大きなテーマになっている。

**委員との質疑応答概要**

岩崎美紀子氏(筑波大学教授)

・現場の声を聞かせていただいて大変勉強になった。町村の中で農山村地域の町村と都市部の町村とを抱え

る問題などに違いはあるのか。

・農山村地域の町村と都市部の町村では、自治を重視する場合と実際のサービス供給を重視する場合と違いはあるか。

山本会長

都市部と山間部の町村の違いというのは、それぞれ特色はあるが、もともとは農業や林業が主体にあったはず。都市化したところは財政力は豊かになると思う。一方農村というのは、地域を守って行かなければならない存在であり、この違いは仕方ないことである。

大都市の近郊にある町村は財政力も豊かであり、合併しなくてもよいという所もあると思う。

西尾勝氏(国際基督教大学教授)

・山本会長がおっしゃったことは、ごもっともだということが大変多かつたように思う。

・今の合併がどうなるのかということについては読み切れない部分があるが、さらに第二次の合併促進をすすとした場合、目標なり理念なりを根拠付け、その後の姿をはっきり示し体制を立て直して合併ということを考えてとき、理解を示していただけるか。

山本会長

道がきちんとあれば歩いていくと思う。今は道がない。どの道を行って行ったらよいか、今は道から造らなければいけないから問題がある。我々は闇雲に反対だとは言っていない。最初申し上げたように、いったい財政状態がどうなるのかというこ

とがわからないまま、ただ合併しなければ交付税を減らすということが言われており、ある意味強要ではないかという捉え方をしている。もう一つは、合併するところということになるという理論、地方自治体とはこういうものだということを作れば、皆理解するだろう。

山本会長

一言だけお願いしたい。今までこのような会合では意見を聞いただけで、事務局の作成した案をそのまま実施してきた。我々は真剣にいやなものはいやだと言ってきた。いやと言うのは勇気がいることだ。だから、小規模市町村の問題についても、財源の問題についてもいろいろと申し上げてきた。しかし、回答はいつも「検討課題」と言われる。これでは全く分からない。そのようなことはしないでいただきたい。聞くだけ聞いてあとはそのままということでは止めていただきたい。いまの町村は可哀想である。やっていけない町村があるのであれば、そういう町村が生きてやっつけていけることを考えることが大事なことである。

**●町村週報の購読●**

「町村週報」の購読を希望される方は、ハガキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円、料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

## 政 策

解 説

平成15年度

農 林 水 産 省

予算概算要求重点施策

## 地球温暖化、BSE対策などに重点

概算要求額12.8%増の3兆5,983億円



農林水産省の平成十五年度予算概算要求額は、一般会計で前年度比一二・八%増の三兆五九八三億円となった。

内訳を見ると、公共投資関係費は、平成十四年度比三%減の一・二倍まで要望を受け付けるとした概算要求基準(シーリング)の枠組みを目いっぱい使い、一六・四%増の一兆八九九五億円を要求。この中には特に、地球温暖化対策のために林野公共の森林整備費を二二・九%増の二二〇八億九五〇〇万円へ大幅に増額している。林野庁予算全体では、一七・三%増の五三五一億六七〇〇万円を要求した。

一方義務的経費は、平成十五年度に予定される食糧庁の廃止・再編に伴い、同庁職員人件費の大半を食糧管理特別会計から一般会計に振り替えることなどから四・八%増の八四三七億円となった。また裁量的経費は一三・五%増の八五五一億円で、BSE(牛海綿状脳症、狂牛病)対策など食品安全に関する施策に重点化したのが特徴だ。平成十四年四月に策定した「食と農の再生プラン」とその具体策(工程表)を包括的に盛り込んだ内容となっている。

## 非公共へのソフト継続

公共投資関係費では、経済財政諮問会議の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針二〇〇二」を踏まえ、農業農村整備と水産基盤整備で平成十四年度に続き公共事業から非公共事業への予算ソフト(ハードからソフトへの転換)を推進している。農業農村整備では、食品廃棄物や家

畜ふん尿などのバイオマス(生物群をエネルギー資源として利用する方法)を活用したりサイクル関連施設の整備や農村地帯での情報基盤整備などに一三五億円、また水産基盤整備では水産物の衛生管理に役立つ荷捌き施設や海洋深層水を使った製氷施設の施設などに二九億円の公共事業費を振り向けた。このため、農業農村整備は平成十四年度比一五・二%増の一兆六四二億一八〇〇万円、水産基盤整備も同じく一五・二%増の二二八九億八八〇〇万円となり、ともに要望限度額を下回ったが、その分施設費が二九・四%増にふくらんだ。

公共投資関係費を、シーリングにおいて重点的・効率的に予算配分するとされた「新重点分野」に照らして見ると、「人間の向上・発揮」は試験研究施設の整備や農山漁村のIT化推進などで一五一億円を計上。「魅力ある都市・個性と工夫に満ちた地域社会」は、都市と農山漁村の交流関連事業などで八二五〇億円。「公平で安心な高齢化社会・少子化対策」は食品安全対策を中心に九七四億円。「循環型社会の構築・地球環境問題への対応」では、バイオマスの積極活用や森林整備などで五四七二億円を要求した。全体では一兆四八四七億円となる。

## 牛肉の生産・流通情報明らかに

まず、BSE対策の主要事業では、平成十四年七月に施行されたBSE対策特別措置法により、平成十

五年度から生後二四カ月以上の死亡牛全頭についてBSE検査を実施することが義務付けられたのに伴い、都道府県への支援措置を盛り込んだ（七四億五二〇〇万円）。検体の冷蔵保管施設や、BSE検査を終えた死亡牛の焼却施設を増設する場合などに財政支援する。全国五六カ所での整備を見込んでいる。また、検査キットの購入費についても支援措置を講じる。

一方、食肉解体した後の残りがすなどから肉骨粉を製造するレンダリング（化製）業者が、死亡牛専用の肉骨粉製造ラインを整備する際に負担を軽減できるよう、固定資産税と事業所税の課税標準について特例措置を講じるよう税制改正を要望した。飼料製造業者についても、牛に与える飼料と豚やニワトリに与える飼料とで製造ラインを分離する際の支援措置として、法人税の特別償却制度創設などを求めている。

BSE対策ではこのほか、牛肉の原産地、品種、と畜場所、と畜月日などの生産・流通情報をデータベース化し、消費者が店頭などで情報を入手できるようにする「トレーサビリティシステム」を本格的に導入するため、関係業界の情報システム整備などに対する支援費として八一億円を要求した。牛肉以外にも、野菜や果物、コメ、豚肉などの農産物について、同システムの導入に向けた関係業界の自主的な取り組みを支援する。

その他の食品安全に関する施策で

は、食品の中に含まれる科学物質の危険性（ハザード）などについて情報を交換・共有する「リスクコミュニケーション」対策として八億一〇〇万円を計上した。独立行政法人農林水産消費技術センターの中に「リスクコミュニケーションセンター」を新設し、消費者相談機能を強化する。また、HACCP手法を導入する食品産業を支援するため二億円を盛り込んだ。食品表示ウォッチャーの大幅増員や「食品表示一〇番」の設置なども要求し、相次ぐ食品の不正表示問題への監視体制を強化する。この点については組織・定員要求においても、食糧庁廃止に伴って再編される食糧事務所職員の半分程度を、コメ以外の農産物も含めて安全管理業務に当たらせることを要求している。

このほか、食品の安全性について考える「食育」活動の全国展開に向けて一三億円を計上。文部科学省や厚生労働省とも連携しながら、子どもたちの農業漁業体験学習を拡充するほか、消費者団体や生産者団体などで構成する「食を考える国民会議」「食と農の応援団」の活動を推進し、シンポジウムを集中的に開催する。

### 経営体育成を重視

農業の構造改革関連では、食料・農業・農村基本計画に沿って、認定農業者や農業生産法人などの担い手の育成を引き続き重点的に進める。主な新規事業では、昭和三十八年に

創設されて以降、水田の生産性向上に向けて新規の区画整理を実施してきた農業農村整備事業の主要事業「ほ場整備事業」を廃止・再編し、新たに「経営体育成基盤整備事業」を創設する（一〇七三億二三〇〇万円）。平成十五年度のスタートに向けて現在検討中の次期土地改良長期計画では、平成十四年度から始まった第一次漁港漁場整備長期計画の策定に当たってアウトカム（成果）指標を採用したのを踏襲し、事業費を盛り込まず、担い手への農地の利用集積などのアウトカム（成果）指標を重視する計画体系へと転換する方向で議論を進めている。このため水田整備においても、従来の整備率向上を重視した事業体系を改め、認定農業者ら担い手への利用集積を重視した制度へと転換することにした。

具体的には、整備済み水田の改修などを行う「土地改良総合整備事業」も廃止した上で、「経営体育成基盤整備事業」に統合。同事業では、事業着手から十年後を目途に、担い手への農地の利用集積が全体の六割程度となるよう目標を定めた計画を作成することを採択要件にする方針だ。また、生産コスト低減に向けて大型農業機械の導入などを支援するソフト事業「経営生産対策促進事業」（七七億七六〇〇万円）を併せて実施することも要件にする。こうした要件を設定することにより、既存ストックを有効活用するとともに、高生産性を期待できる水田整備に予算を集中投資し、基盤整備を契機とし

た担い手への利用集積を誘導する。また、受益面積五ヘクタール以上の小規模な農地を対象として、暗渠排水や土壌改良などの小規模工事を単発で機動的に実施するための「農地等高度利用促進事業」も創設（八二億五四〇〇万円）し、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を展開する考えだ。

一方、農業農村整備事業のうち、「国営かんがい排水事業」について、老朽化した農業水利施設の設備更新負担が今後増大するのを見越して、施設の寿命を延ばす機能診断事業に本格的に着手する（一四億二〇〇万円）。国営で整備された農業用ダムや頭首工（せき）、ポンプ場などの施設は全国約六七〇〇カ所、農業用水路は約四万キロに上る。しかし、これらの施設は主に高度成長期以降に整備され老朽化が進んでおり、順次更新時期が到来することから財政負担の増大が予測されている。受益面積一〇〇ヘクタール以上の大規模な基幹的水利施設では、平成二十七年ごろに更新需要がピークを迎え、その後十年間程度は高原状態が続く見通しだ。

このため、土地改良調査管理事務所などを活用しながら機能診断を実施し、施設の劣化状況やその原因を究明する。その上で「予防保全計画」を策定して適切な部分補修を実施。施設の長寿命化を図るとともに年度間の財政負担を平準化する考えだ。従来は、実際に施設に不具合が生じ、土地改良区から相談を受けるな



政 策

どしてから更新するケースが主で、予防的に補修する手法は取ってこなかった。こうしたストックマネジメントは、都道府県営農業水利施設についてモデル的に平成十四年度から実施しているが、平成十五年度からは国営施設について本格導入することにした。

新規就農者の確保策では、都道府県の農業公社が保有する農地で新規就農者の技術指導を実施する「就農促進農場整備事業」を創設する。就農希望者が農地を取得しようとしても農業委員会からなかなか許可が下りなかったり、就農してみたもの思ったより厳しい環境に耐えられず短期間で離農してしまうケースが多々あることから、農地を取得する前に営農技術を習得してもらうのが狙い。全国二〇カ所程度での実施を見込んでいる。また、総合的な就農支援システムの構築に向けて一八億一〇〇〇万円を要求した。全国の新規就農相談センターで週末も含めて相談事業を実施するほか、ハローワークと連携した農業生産法人への就職支援、就農関連情報のデータベース化を進める。

グリーン・ツーリズムを充実

農山漁村の振興策では、同省がスローガンに掲げる「都市と農山漁村の共生・対流」を推進するため、グリーン・ツーリズムの新たな総合対策に取り組み(一六億二九〇〇万円)。具体策としては、民間非営利団体(NPO)や農林漁業関係者

教育関係者らで構成する戦略会議でグリーン・ツーリズムのモデル事例を策定する。また、文部科学省と連携しながら、夏休みや週末を活用した小・中学生らの農山漁村体験修学旅行の受け入れ態勢を整備する。グリーン・ツーリズムを産業として育成するために起業家セミナーも開催する。税制改正要望においても、農山漁村への都市住民らの定住を促進するため、住宅取得資金の贈与に係る贈与税の非課税限度額(五五〇万円)の引き上げを盛り込んだ。

その他の新規事業としては、水辺環境に親しむことで小中学生らに農山村地域の大切さを知ってもらうと、「水辺環境体験支援事業」を展開する(一億二〇〇〇万円)。水田が持つ多面的機能や、農業用水路、ため池の歴史などを解説できる水辺環境学習指導者を都道府県が養成する場合に財政支援するほか、動植物の観察施設などを整備する際に費用の一部を補助する。また、伝統農家や廃校舎を活用して都市住民らの交流拠点を整備する「やすらぎ空間整備事業」も実施する。具体的には、滞在型市民農園(クラインガルテン)などの滞在交流拠点型、日帰り市民農園やホテルの里などの体験交流空間を整備するふれあい体験交流型、民間非営利団体(NPO)との連携によりかやぶき屋根農家などを拠点にした交流事業を実施するNPO連携型、の三つの事業類型を設定し、多彩なやすらぎ空間の整備を進める。

一方環境対策では、化石燃料に比べて環境負荷が少ないバイオマスの活用に向けて、「バイオマス・ニッポン総合戦略」に乗り出す(二九〇億一七〇〇万円)。資源循環型の農業農村整備を進めるため、都市部で発生する食品廃棄物などを含めたりサイクルシステムの構築や、家畜ふん尿のたい肥化施設やメタン化発酵施設といったリサイクル関連施設の整備に対し財政支援する。残材などの木質バイオマスの活用にも取り組む。環境省や経済産業省、国土交通省などと連携し、関連法の見直しも含めて、政府としての具体的な戦略を平成十四年中に決定する予定だ。

森林整備で歳出圧力

気候変動枠組条約京都議定書の達成に向けては、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収源となる森林整備費などの大幅増額を目指す。日本は温室効果ガスの排出量を平成二〇年比で六%削減することを約束し、このうち三・九%を上限として森林吸収量を充当することが認められた。平成十五年度は地球温暖化防止十九年対策の初年度に当たり、自民党林政調査会が予算確保を求める決議を出すなど、要求に向けた調整は難航した。結局、シーリングでは特別扱いとはならなかったが、農林関係議員の間では、政府として重点的に取り組むよう予算増額を求める声が依然として強くあり、今後も歳出圧力は続くものとみられる。具体策としては、一九八九年末の

森林現況図を作成するほか、一九九〇年以降の森林施業や森林吸収量に関するデータを正確に把握するのに効果的なシステムを開発するため、一二億七九〇〇万円を計上した。都道府県が作成する「森林簿」「森林計画図」の精度を向上させるため、無作為抽出で現地調査を実施するほか、温室効果ガスの森林吸収量を国際的に証明する方法について数年間かけて開発する。また、査察に迅速に対応できるよう、都道府県に分かれて管理しているデータを国が一元的に管理するためのシステムを二〇〇五年度までに開発する方針だ。(時事通信社 梅澤幸治)

あなたの思いをカタチにします。

- ヒ ッ ト
- ト リ プ ル
- ビ ッ グ 2年・5年
- ス ー パ ー 定 期
- カ ー ド ロ ー ン ・ 住 宅 ロ ー ン
- 不 動 産

住友信託銀行

資料をご希望の方は、電話でご請求ください。テレフォンバンクセンター ☎0120-780-890  
音声ガイドにしたがってお客様サービス ☎資料のご請求 ☑を押してください。  
オペレータが資料請求をうけたまわります。受付時間(銀行休業日を除く)月~金曜日

# 平成14年度市町村長及び市町村議会議長 総務大臣表彰式挙行される

## 町村長20名、町村議会議長 6名が栄誉

表彰を受けた町村長各位



式辞を述べる片山総務大臣



市町村長を代表して表彰を受ける山岡岡山県矢掛町長



総務省の「平成14年度市町村長及び市町村議会議長総務大臣表彰式」が10月4日、東京・平河町のルポール麹町で挙行された。勤続20年以上の町村長20名（現15名、元5名）及び市長2名（元）勤続12年以上の町村議会議長6名（現4名、元2名）が表彰を受けた。

式典では片山総務大臣の式辞に続いて表彰式が行われ、町村長を代表して山岡治喜岡山県矢掛町長(岡山県町村会長)に、町村議会議長を代表して呉屋哲夫沖縄県中城村議会議長に表彰状及び記念品が授与された。

続いて来賓の平林鴻三衆議院総務委員長、山崎力参議院総務委員長、青木久全国市長会長、小泉昭男全国市議会議長会長から祝辞があり、最後に被表彰市町村長を代表して山岡治喜岡山県矢掛町長、市町村議会議長を代表して呉屋哲夫沖縄県中城村議会議長が謝辞を述べ、式典を終了した。

祝賀懇談会で主催者を代表して挨拶を述べる児玉副会長



- |   |  |   |
|---|--|---|
| <p>◆町村議会議長</p> <p>青森県 岩崎村議長</p> <p>秋田県 神岡町議長</p> <p>兵庫県 元日高町議長</p> <p>岡山県 元久米町議長</p> <p>沖縄県 中城村議長</p> <p>東村議長</p> | <p>宮崎県 元門川町議長</p> <p>大分県 久住町議長</p> <p>元相良村議長</p> <p>熊本県 阿蘇町議長</p> <p>長崎県 美津島町議長</p> <p>愛媛県 宇和町議長</p> <p>山口県 日置町議長</p> <p>岡山県 矢掛町議長</p> <p>南部川村議長</p> <p>和歌山県 広川町議長</p> <p>三重県 元阿児町議長</p> <p>岐阜県 清見村議長</p> <p>富山県 福野町議長</p> <p>新潟県 月瀧村議長</p> <p>新潟県 京ヶ瀬村議長</p> <p>埼玉県 神泉村議長</p> <p>福島県 元新地町議長</p> <p>山形県 真室川町議長</p> <p>青森県 元上北町議長</p> <p>◆町村長</p> | <p>伊集 盛久</p> <p>呉屋 哲夫</p> <p>黒田 義夫</p> <p>原 甲</p> <p>富樫 正男</p> <p>白取 義昭</p> <p>金丸 親治</p> <p>衛藤 龍天</p> <p>高岡 隆盛</p> <p>河崎 敦夫</p> <p>吉田 等</p> <p>松村 良幸</p> <p>宇都宮象一</p> <p>江原 清</p> <p>山岡 治喜</p> <p>山田 五良</p> <p>石原 久男</p> <p>森本 隆治</p> <p>松岡 法泉</p> <p>溝口 進</p> <p>金子 由征</p> <p>米山 俊彦</p> <p>貫井 清英</p> <p>荒 和英</p> <p>松澤直太郎</p> <p>姥名 省吾</p> |
|---|--|---|

### 被表彰者氏名

敬称略

フォーラム

現地レポート

平成13年度活力のあるまちづくり総務大臣表彰【産業経済部門】

# こころとからだをの～んびり 「本物の田舎に出会えるまち」



毎週の神楽定期公演

## 広島県 み ど り ちょう 美土里町



### ◆はじめに

広島県美土里町は、中国山地中央の島根県境に位置する典型的な農山村で、人口三、五〇〇人余りの小さな町です。神話のふるさとである出雲・石見文化圏と中世以降の表街道である芸州文化圏との境界部にあたることから、古くは両文化圏の交流する土地として栄えてきました。その町名「美」土「里」が示すように、自然環境は豊かでその恵みが人と文化を育み素朴な山間の田園地域となっておりま

す。  
しかし、自然や田園環境だけで町の個性を主張したり、過疎・高齢化に歯止めをかけることはなかなか困難です。基幹産業である農業も、ほとんどが町外へ通勤するサラリーマン兼業型であるため、昼間人口が少なく、特に若者の姿が見られず、町に活気がないと感じられる時期もありました。そこで、わが町でも「ふるさと創生」を機に地域資源や農村空間を活用

した「まちおこし」に着手することになりました。

### ◆神楽のまち

出雲神楽が島根県石見地方を經由して伝わった「美土里神楽」は、広島県北部一帯に普及伝播する芸北神楽として人々に親しまれています。かつて娯楽のなかつた農村にあつて、当地方の神楽は五穀豊穣を願う奉納神楽から、大衆芸能的要素を取り入れ独自の発展を遂げてきました。中国地方は特に神楽の盛んな地域で、中でも戦後美土里町の地から新作神楽が発表されたことよつて、演劇性や娯楽性の高い神楽が広まり、今日の広島神楽を代表する芸北神楽隆盛の



美土里神楽

## フォーラム

礎となりました。

現在、町内では一三の神楽団がそれぞれの神社を拠点に伝統を継承し、庶民的ゆえに住民が愛し誇れる地域資源となっています。現役団員・OB団員・子ども神楽団員などを合わせると、町民三、五〇〇人のうち五、六人に一人は神楽関係者であるという、まさに「神楽のまち」ということが住民の誇りのひとつになっているのです。近年、この地方の神楽は宮祭りだけではなく、都会の神社への出張神楽や交流形式・イベント形式の共演、競演大会、諸行事でのアトラクション神楽など、様々な形で接する機会が多く、都市住民の関心も高まっています。

## ◆まちづくりの基本

一般的に、まちづくりの基本は社会資本の整備であり、特に山村部における生活基盤(上下水道、道路、防災、文教施設等)の整備や、超高齢化社会に備えた福祉基盤(保健・医療施設等)の整備は、都市部以上に大きな課題となっており、美土里町もその例外ではありません。

一方、近年のまちづくりでは、こうしたいわゆるインフラ整備を中心としたハード系以上に重要視されているのがソフト系の整備で

す。ここでいうハード/ソフトは、ハードが生活・産業直結型事業に対し、ソフトは個性や生きがい、アイデンティティ形成事業ということとなります。勿論、ハード・ソフト両面が同時に整備されることが望ましいわけですが、当町では今から十数年前の「ふるさと創生」を契機に、まちおこしに関する検討を加えてきた結果、町の地域資源を生かし将来の発展性や夢を託せる、ソフト系のまちづくり事業として「神楽門前湯治村」整備事業に着手いたしました。魅力があつて人が集まり、元気度が高いまちをつくることで住民が誇りを持てるとともに、将来の不安を和らげると考え、一大プロジェクトとして展開することになりました。

## ◆心の風景「神楽門前湯治村」

魅力と個性を創出するまちづくり、まちおこしでは、地域資源の発掘とその活用方法が重要です。地縁のないテーマパーク、ゴルフ場などバブル時代のリゾート施設づくりではなく、美土里町にしかないもの、未永く親しまれるものとして「神楽」を選択したのです。

普段は静かな町内にあつて、秋の稲刈りが終わる頃からあちこち

で秋祭りが催され、笛や太鼓の音にひかれて人が集まり神楽が舞われます。舞い手も観客も住民、加えてこれを機会に里帰りをした若者たちと都市部からやってきた神楽ファンで小さな神社はこつた返す、そんな神楽をキーワードにして活性化を図ることにしたのです。

郷里を離れた人々だけでなく、都市に生活する住民にとつても神楽囃子は故郷への帰郷欲求を満たす「心の風景」を彷彿させます。神楽には単なる観光事業、文化教養事業の側面だけではなく、多世代間や住民同士の交流、都市と町との交流など、いわば地域と時代の抱える課題対応への大きな「力」が秘められていると考えたのです。

神楽門前湯治村では神楽の文化性・イベント性を生かし、これに加えて日常的な内外の住民利用に配慮した、温浴・宿泊・飲食・物販事業などの機能を多面的に展開する複合交遊施設として整備しま



神楽門前湯治村の町並み

した。さらに、地域経営型の第三セクターをその運営母体として設立いたしました。そこでは、神楽はもとより、会う人、食べるもの、買うもの、触れるもの全てが美土里町らしいものとして提供されることを目標としています。この湯治村は、まさに「本物の田舎に出会える『心の風景』を指して、構想から約十年という永い歳月を経て平成十年夏ようやくオープン運びとなりました。

## フォーラム

## ◆波及効果の評価

神楽門前湯治村の運営は、文化事業だけではなく、これを農業振興などにも結びつけた新しい地域産業の形成にも寄与しています。かつては町全体で年間一万人にも満たなかった観光入込み客は、当該施設だけでも一六万人に増加しています。これは神楽をキーワードとした取り組みが、交流・流通・活性化の起爆剤になっていることを物語っており、今や町全体を巻

き込んだ地域の元気度アップに大きな役割を担っています。神楽門前湯治村の運営による公益目的達成の具体例をあげてみると次のとおりです。

## 1、神楽団の活性化

神楽団関係者をはじめ多くの住民がまちづくりの先頭に立って、湯治村での毎週末の定期公演や公開練習に関わることによって、士気が高まり以前に増して郷土への帰属意識が強まっています。

## 2、健康福祉・保養の場

神楽門前湯治村への年間入湯客約一〇万人のうち、町民利用は約二万人前後と推定されます。地元で疲れを癒し、気軽に立ち寄れる利便施設として住民の活力源となっています。

## 3、交際の場

年間の宿泊客・予約飲食客の総数は二万人以上、そのうち約三割が地元住民の関係した利用者で地元出身者のクラス会や里帰りの用に供しています。地元而就労機会が少ない状況にあつて、いわば「外貨

を町内で消費」するという「町内でのお金の流れ」ができています。

## 4、ビジネスチャンス

施設内の野菜市場では、現在約一〇〇名の農家会員が登録し新鮮野菜を販売しています。また、施設内の加工所では地元産品による食品製造、物販店では手造り商品等も扱っており、ビジネスチャンスとしての役割を担っています。

## 5、創作活動の場

施設内には、神楽面・わら細工・竹細工・木工細工などの体験工房があり、町内の高齢者グループがその実演・指導に当たっています。これらの住民と来訪者との交流は大きな生きたがいを創出しています。

## 6、雇用就労の場

運営会社の従業員は四〇〇五〇名の範囲で推移しています。その大多数が地元雇用で、兼業農家がほとんどで町内に有力企業がないことを考えれば、民間就労場所としては町内最大級となっています。

## 7、広域観光機能

周辺市町村には多くの観光施設が存在していますが、神楽門前湯治村は地域に根ざした個性的な施設



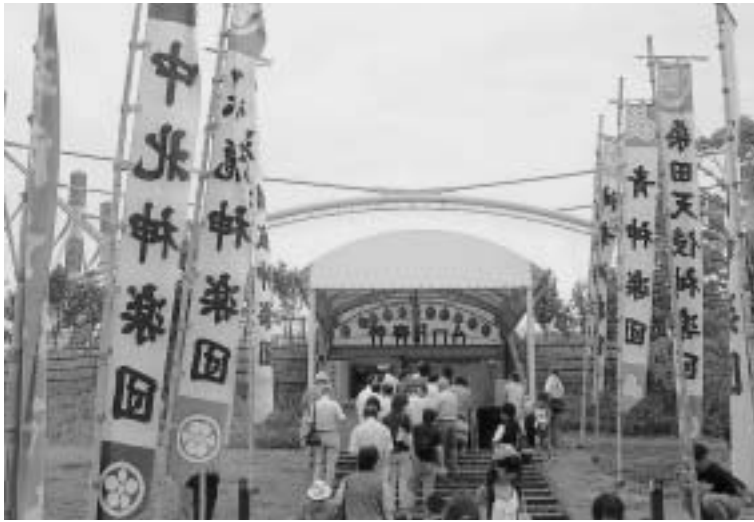
体験工房 神楽面

設としてその一翼を担っています。これらの観光施設の共有化や機能分担が、来訪客の回遊性を高めることに貢献しています。

## 8、経済効果

神楽門前湯治村の運営に伴う経済効果は、様々な分析評価を行う必要があります。第一義的には、町内に新たな年商四億円の企業が誕生したということがいえます。一方、雇用効果、地元商取引高等から町内への直接経済効果は約二億円近くになると試算しています。

このように、町史始まって以来



神楽ドーム

フォーラム

の大事業は地域文化の発展、地域経済の活性化など多面にわたって一定の成果をあげつつあります。これらを永続していくために最も重要なことは、直接間接を問わず住民がいかに参加し、自分の場とするかということです。地元住民が楽しく集うことこそ、多彩な事業効果の原動力であることを認識せねばなりません。

◆まちづくりの課題

現在美土里町を含む郡内六町では市町村合併に向けて準備を進めています。合併の波の中で、ともしれば「過疎・辺地は切り捨てられるのでは？」という不安が住民の心の中に巣くっていることも残



行政囑託員会議と町長

念ながら事実です。だからこそ、新しい自治体形成に伴う地方分権を進めていくために地域が元気であることが大切なのです。当町では、神楽門前湯治村という地域活性化のための核施設によって、元気になっていくための一定の基盤はできました。これからますます魅力ある地域づくりに取り組むために、住民が自ら進んで自ら行う自治のあり方が今問われています。

当町では、平成十五年度の町内四校の小学校統合を契機に、この四地域を区域とした自治組織「地域運営協議会」育成の取り組みを始めています。従来のサービスが行政から住民が受けるものといった一方向のみの公共サービスから、新しいサービスを住民の英知でつくりだし、これを行政がサポートするといった双方向の公共サービスを取り入れる、いわば新たなベクトルによる仕組みが必要です。そのためにも、地域連帯・個性ある豊かな発想の基礎となるこの住民自治組織の確立は、新しい地方自治体形成にとって最も重要であると考えます。合併しても「美土里町は元気だ!」といわれることを願っています。

(美土里町企画課長 溝本郁夫)

温泉よりもっと『温泉』!

準天然

ト

ロ

ン

温

泉



リラクゼーションを提供する浴場は快適施設の心臓部です

★自慢のふるさとをつくりませんか?! トロン温泉

地域が誇れる自慢の施設に自治体も、住民も満足しています

★“活” トロン温泉で若返るふるさと

高齢化社会の救世主として評価が高まる究極施設です

★トロン温泉がつくる元気な街!

数100の自治体がトロン温泉を設置し、実績を上げています

★“夢舞台” 歓声が聞こえるトロン温泉

老若男女が集う新コミュニティ施設として、自治体の新名所に

◆ランニングコストが天然温泉の1/10で済むトロン温泉は、行財政改革の救世主です。

◆数100の自治体が、天然温泉からトロン温泉に切り替えて成功しています。

企画立案から設計施工、施設運営まで協力します/富士山麓入浴施設の体験入浴セミナー申し込み・資料請求を受け付け中

(株)日本トロン開発協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北 1-14-12 TEL: 03-3221-1601(代) FAX: 03-3221-1361

随 想

わが村に想いをよせて



奈良県町村会長  
御杖村 長  
田 中 勝

随 想

ここは庁舎の二階である。その二階に私の執務室があり、部屋の二方はガラス張りで見界が広がっている。今まで握っていたペンを置いてその窓越しに見える国道三六九号線を目で追う。

小さな村中の山間を悠々と伸びる道の行く手の先には、青々とした大空が広がり白い雲がのんびりと流れている。雨の日は雨の日の情景で、雪の日は雪の日の情景で私の目に飛び込んでくる。想像しきれないとても大きな宇宙の仕組みの中に地球がある。その地球の中の日本、その日本の中の御杖村がここにある。私のこよなく愛する農林業を中心とする村である。

この村に長年住民の悲願であった土屋原トンネルが完成した。道

路事情が悪かっただけに喜びも大きい。これで村内の主要道が一本に結ばれた。

この様を天照大神鎮座の地を求めて倭姫命が旅した途中、我が村で宿をとられその候補地の一つとして持っていた杖を置いていったと言う由来から地名が「御杖」となったと言い伝えられているが、その倭姫命もさぞかし驚いていることだろう。また私たちの先人は目を丸くして、それとも三角にして眺めているだろうか。時間はたゆまなく刻まれ、過去から未来へとつながっている。その現在を私たちはこの世に生を受けて生きていく。

山村は山村規模で発展し生活は豊かになり、その恩恵を受けながら人口二、五六三人(九月一日現

在)の人々が個々のライフスタイルで今日の一日を過ごす。たった二、五六三人と言えはそれまでだが、二、五六三人の人が生活する村である。山々の懐に抱かれ、木津川、淀川水系の水源地を守りながら自然と共に一人一人が精一杯自分の人生ドラマを作りながら生きていく。価値観も生き方もそれぞれ違うが、舞台が御杖村であることは誰もが同じである。ほとんどの人が顔見知りで、良きにつけ、悪しきにつけ誰が何をしたらまで知り合える。

人間は土から足が離れるとダメだとも言われたりもするが、大地の上に足を踏んばって田舎暮らしをしている。明日の天気を雲の流れや風に尋ねて生きてきた昔の人達の様に、五感や体を自然にゆだねて生きる大切さもまだ忘れていない。自然と向き合い自然に教えを請い、感謝して生きる事の大切さを今さら解く必要はないが、高度成長の中で失ってきたモノの大きさに、いろんな分野から警告の鐘がカンカンと鳴らされている。地球が悲鳴を上げ、温暖化、砂漠化、さらには環境汚染、ゴミ問題、エネルギー問題等々、挙げたらきりがない程たくさん問題が突きつけられている。

町村合併問題はさておくとして、この村の現実を乗り越えながら次世代にマイナス財産を残さない施策を・・・、時を越えて残すべきものは・・・と、知らず知らずの間に、私の手には力が入っていた。

トントントン。ドアの叩く音でふと我に振り返るを伸ばした。書類を脇に抱え職員が入ってきた。さあ職員と粒粒辛苦を共にしてと、改めて自分につぶやき同時に村の行く末について責任の重さを感じながら席から立ち上がった。

**三菱信託銀行** **MTFG**

選べる、ふやせる、商品いろいろ。

投資信託	外貨定期
グローバル	スーパー定期
スプリング	ヒット

商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。

本店 電話03-3212-1211

© Fredrick Wain & Co. 2001. Licensed by Copyright Group

## 政策リーダー

## 政策リーダー

新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会  
中間報告まとまる 総務省消防庁

総務省消防庁に設けられている、新時代にふさわしい常備消防体制の在り方研究会はこのほど、中間報告をまとめた。

報告によると、市町村消防の充実・強化として、「消防本部の広域再編」が有効であるとし、一部事務組合や広域連合等の共同処理方式の活用による広域化、市町村合併の推進の動きと歩を一にした消防本部の広域再編、合併後の市町村を単位とする共同処理の三つの方策を挙げている。また、消防機関を中心とする組織体制の一元化、調整・連携を任とする危機管理担当職の設置等による「消防・防災の連携」も有効であるとしている。

通常の消防防事故務を充実・強化するための執行体制の在り方については、市町村の消防責任の原則は基本的に維持するものの、広域化等の対応ができず、組織・財政面で機能の高度化が困難な小規模消防本部については、市町村の自主選択を前提にして、事務の一部を他の消防本部に委託する、都道府県が市町村の委託を受けて事務の一部を処理する、都道府県が参画する広域連合を設置する等が考えられるとしている。

消防体制に係る諸課題への対応として、地方分権の観点から、国は常備消防の設置義務・救急実施義務に係る指定制度と消防力の基準を見直すとともに、役割の充実、責任の明確化と併せて財政措置の在り方を見直す必要があると指摘している。

第三回半島ツーリズム大学in伊勢志摩  
開催 三重県阿児町

「半島ツーリズム大学」が、国土交通省、三重県、阿児町の主催及び全国半島市町村協議会他の後援により、十一月二〇日から二二日の日程で、三重県阿児町において開催されることになった。

この「大学」は、半島地域は三方を海で囲まれ、海に突き出ているという地理的制約ゆえ、開発や交通面で不利な条件のもとにある反面、独特な地形から自然がバラエティに富んでいたりと、独特な歴史や文化を育んできたという半島のもつ「特徴」に着目し、観光資源としてその活用方法について互いに知恵を出し合い、観光を通じた活性化のあり方について考えることをテーマとし開催される。

初日は、鈴木忠義東京工業大学名誉教授の学長講演の後、「広域連携による創造」新しい旅のスタイルの発信」等四つのテーマに分かれ検討を行い、二日目は前日の討論をもとに、フィールドワークや、視察等を行い議論を深める。

最終日には、特別講演として、地元の赤福社長、浜田氏より「伊勢志摩の観光 過去・現在そして未来へ」と題した講演の後、一日に亘るワークショップからの報告を受けたり、「集客交流を軸とした地域づくりのために」をテーマにパネルディスカッションなどを行う予定となっている。

J-A改革に向け、農協のあり方研究会  
初代会 農林水産省

農水省は先月二七日、「農協のあり方研究会」の初代会を開催した。

同研究会は、消費者、経済界、生産者、学者、農協関係者等十八名の有識者で構成され、「食」と「農」の再生プランに基づき、農業の構造改革を進めるに当たり、農協の営農・経済事業のあるべき姿や改革の方向について検討を行うとしている。

現在、農協に対しては、「食の安心・安全の不安への対応が不十分」、「企業家マインドが乏しい」、「農家の経営に十分役立っていない」、「農協のための農協となっている」等の不満・否定的意見がある。

こうした意見を踏まえて、初代会では、まず、農水省が、消費者ニーズへの的確な対応、組織・事業の効率化、スリム化、アグリビジネスとの公平な競争条件の確立、補助金依存体質からの脱却等の四つの柱を提示した。

改革の論点として、では、販売ルートの見直しや安全・安心のための体制整備、では農協事業の見直し・株式会社化、農協系統の要員の適正化、生産資材のコスト削減、では、独禁法の適用関係の検証や連結決算制度の導入、では行政代行業務や農協への補助金の検証・見直し等を示し、意見を求めた。

この研究会は、今後毎月一回程度の会合を開き、来年三月に報告書をまとめる予定としている。